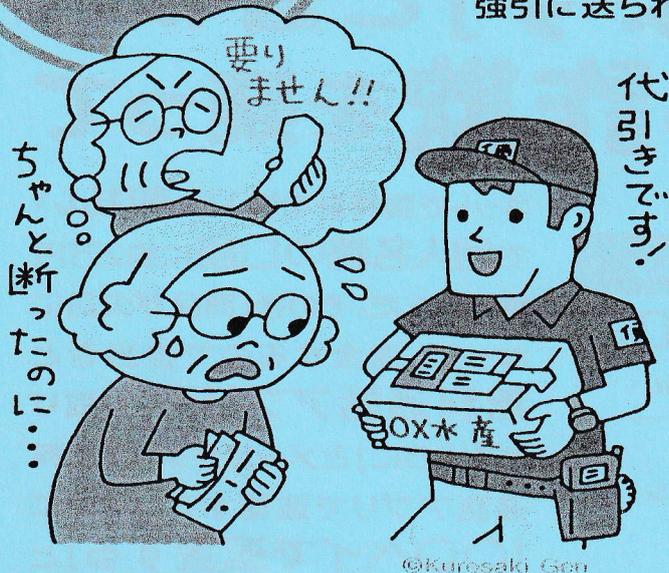


見守り新鮮情報



事例1 自宅に電話があり、海産物の購入を勧められた。断ったのだが、海産物が送られてきて、代引きで受け取った。強引に送られてきたものなので返金してほしい。(90歳代)

事例2 海産物販売業者から突然電話があり、海産物の勧誘を受けた。断ったが「売れなくて困っている。損はさせない」としつこく言われ、約2万円の商品を買うことを承諾してしまった。その後、どんなものが来るか心配になり、断ろうと何度も電話したが連絡がつかない。(60歳代)

海産物の電話勧誘トラブルに注意

ひとこと助言

断ったのに送られてきたら受取拒否



見守るくん

- 電話勧誘で海産物の購入をしつこく迫られた、断ったのに送られてきたなどの相談が寄せられています。少しでもおかしいと感じたらきっぱり断りましょう。
- ナンバーディスプレイ機能を利用し、知らない電話には出ない、あるいは常時留守番電話にしておくのも一法です。
- 断ったにも関わらず送り付けられた商品については、代金を支払う必要はありません。商品が届いてしまっても代金は支払わず、送り主の名称や所在地をメモしてから、受取拒否をしましょう。
- 電話勧誘販売の場合は特定商取引法に定める書面を受け取った日から数えて8日以内であればクーリング・オフができます。困ったときは、早めにお住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください(消費者ホットライン188)。

本文イラスト：黒崎 玄

見守り新鮮情報 第495号 (2024年10月24日) 発行：独立行政法人国民生活センター

柏市消費生活センター

柏市消費生活コーディネーター

相談専用電話 7164-4100

各ふるさと協議会の推薦で市長の委嘱を受け、消費者啓発活動をしています。何かございましたら声をおかけください。

柏市柏下73番地 中央体育館管理棟1階
 ○月～金曜日 午前9時～午後4時30分
 ○毎月第3土曜日 午前9時～午後4時30分※
 ※電話相談のみ

<メモ>

○祝日・年末年始を除く